

## 資料 6

### 地方独立行政法人神奈川県立病院機構におけるコンプライアンス推進に関する規程第8条に規定する相談等窓口の運営・実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構におけるコンプライアンス推進に関する規程第8条に基づき設置する相談等窓口(以下「よろず相談所」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (相談者及び相談内容)

第2条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「法人」という。)の業務に従事する者(退職者、契約職員、非常勤職員、短期非常勤職員、委託業務従事者等を含む。以下「職員等」という。)は、誰でも「よろず相談所」に通報・各種相談・意見・提案(以下「相談等」という。)を行うことができる。

2 職員等は、コンプライアンスに関する相談等のほか、困りごと、悩みごと等についても相談することができる。

#### (窓口相談員)

第3条 本部及び各病院の「よろず相談所」には、多様な相談に対応するとともに相談しやすい窓口として相談員(以下「窓口相談員」という。)を置く。

2 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程(以下「組織規程」という。)第7条第1項に規定する本部事務局長は、本部事務局職員の中から複数の窓口相談員を選任する。

3 組織規程第15条第2項に規定する総長等は、医師(産業医等)、看護師、コメディカル、事務職の中から4名以上の窓口相談員を選任する。また、窓口相談員には、上司部下の関係がない名誉総長、名誉所長、名誉病院長及びボランティア等の登用を考慮する。臨床心理士による外部カウンセラーも窓口相談員とする。

4 前項の規定にかかわらず、各病院のカウンセリングルームに配属したカウンセラー(臨床心理士等)を窓口相談員に充てる。

5 監査・コンプライアンス室員は、法人全体の窓口相談員として対応する。

6 本部事務局長及び総長等は、窓口相談員を選任した時は職員等に周知するとともに、窓口相談員の選任・解任について(報告)(第1号様式)により監査・コンプライアンス室長に報告する。解任した時も同様とする。

(統括窓口相談員)

第4条 本部事務局及び各病院に窓口相談員を統括する窓口相談員(以下「統括窓口相談員」という。)を置くこととし、本部事務局においては、総務企画部総務企画課長を、各病院においては副事務局長を充てる。

2 監査・コンプライアンス室長は、法人全体の窓口相談を統括する。

(身元の秘匿及び不利益な取り扱いの禁止)

第5条 相談者の身元は、相談者が望むときは窓口相談員によって秘匿され他に漏洩してはならない。

2 相談者は、相談等をしたことによって、人事、その他雇用上等の不利益な取り扱いを受けない。

(相談等の取り扱い)

第6条 窓口相談員は、職員等から相談等を受理したときは、相談等受理票(第2号様式)を作成し、管理する。

なお、電子記録を作成した場合は、パスワードを設定する等の適切な情報管理を行う。

2 窓口相談員は、相談等の内容に応じて次のとおり取り扱う。

(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報等に関する規程に規定する内部通報に該当する相談等は同規程の定めにより対応する。

(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構ハラスメント等防止に関する規程に規定するハラスメント等に該当する相談等は、同規程の定めにより対応する。

(3) 前第1号及び第2号以外の相談等(例:身体的不調や精神的悩み、メンタルヘルス、職場の人間関係等)

ア 窓口相談員で解決が見込めるもの、及び適法性や相当性について困難な判断を要しないものは、窓口相談員が解決に当たる。

イ 窓口相談員のみでは解決が難しいと見込まれるものについては、自所属における窓口相談員との連携や名譽総長、産業医等との協力により解決に当たる。

また、相談等の内容によっては、公的専門機関を紹介する。

ウ 自所属での解決が難しい相談等にあっては、監査・コンプライアンス室との連携を図り解決に当たる。

(報告)

第7条 各所属の統括窓口相談員は、毎月、所属の窓口相談員の相談等を取りまとめ、相談等受理・解決報告書(第3号様式)により、総長等に報告するものとする。

2 前項により報告を受けた総長等は、相談等受理・解決報告書を、毎月 5 日までに、監査・コンプライアンス室長に報告するものとする。

(文書保管)

第8条 第1号様式及び第3号様式は、5年間、第2号様式は最終処理年度終了後、5年間保存しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。